

物品の売買、借入れ及び製造の請負等

入札参加資格審査申請の手引き

【令和4～6年度定期申請用】

令和4年1月14日版

邑南町役場総務課

管財係

P3	申請に必要な書類の一覧表	「4 営業経歴書」備考追加
P3	申請に必要な書類の一覧表	「5 委任状」を「3 委任状」に変更

【問合せ先】

〒696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上 6000 番地  
邑南町役場総務課 管財係  
電話：0855-95-1111 ファクシミリ：0855-95-2351

## 目次

はじめに.....	- 3 -
1 申請書類の一覧.....	- 3 -
2 提出方法.....	- 3 -
3 提出期間.....	- 3 -
4 提出場所・問合せ先.....	- 3 -
5 申請書類の記載例.....	- 4 -
5 申請資格.....	- 7 -
6 資格の有効期間.....	- 7 -
7 随時受付について.....	- 7 -

## はじめに

この手引きは、令和4～6年度に邑南町が発注する物品の売買、借入れ及び製造の請負等（以下、「物品・役務」という。）の競争入札を希望される場合に建設工事入札参加資格申請において、審査に必要な添付書類について記述しています。

## 1 申請書類の一覧

邑南町への提出書類は提出漏れの無いよう確認のうえ、持参、郵便または信書便（消印（発送日）があるもの）により提出してください。

申請に必要な書類の一覧表(町内=町内業者、町外=町外業者の略)

番号	名称	町内	町外	備考
1	入札参加資格審査申請書 様式第1号	○	○	
2	希望する物品の営業種目 別紙(様式第1号関係)	○	○	大分類のうち5種別(「14 物品の借入」を含む場合は6種別)まで記載可能
3	委任状 様式第4号	△	△	入札及び契約に関する委任がある場合のみ
4	【法人】登記事項証明書(写し可) 【個人】誓約書 様式第2号	○	○	証明年月日が申請日の3か月前の日以降のもの
5	営業経歴書 様式第3号	○	○	物品・役務を請け負っていない営業所は記載不要
6	確約書 様式第5号	○	○	
7	滞納のない証明(原本)又は法人等設立(設置)届の受付印を押印したもの(写)	○	△	町内に本店・支店・営業所がある者又は町内に法人を設立した者、支店・営業所等を開設した者
8	消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)	△	△	納税業者のみ納税証明書「その3」を提出 ※新型コロナウイルス感染症対応は<備考>参照
9	営業に必要な許可証書(写)	△	△	該当する場合のみ 高度管理医療機器等販売業(賃貸業)許可書、医療品販売業許可証、医療用具等専業修理業許可証、特定計量器販売事業届出、高圧ガス製造許可、産業廃棄物収集運搬業許可証、食品衛生法営業許可 など
10	障害者雇用状況報告書(写)	△	△	法の規定により雇用状況の報告義務がある場合

### <備考>

- ・○は必須、△は備考欄に該当する場合のみ必要です。
- ・申請書類の提出部数は1部です。
- ・申請書類は上記番号順に綴じてください。
- ・紙のA4版ファイルに綴じ込みのうえ表紙及び背表紙に会社名を記入して提出してください。
- ・新型コロナウイルス感染症等の影響により納税の猶予を受けているため「納税証明書(その3)」が発行されない場合は、「納税証明書(その1)」を提出してください。未納税額全額について納税の猶予を受けていることが明記されていることが必要です。

## 2 提出方法

持参、郵便または信書便（消印（発送日）があるもの）により提出してください。

なお、申請書類の過不足等を受付時に確認しますので、できるだけ持参により提出してください。

## 3 提出期間

令和4年1月4日（火）から令和4年1月31日（月）まで毎日（土、日、祝日を除く）受付を行います。

## 4 提出場所・問合せ先

〒696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上 6000 番地 邑南町役場総務課 管財係

TEL(0855) 95-1111・FAX(0855) 95-2351・IP 050-5207-3000

## 5 申請書類の記載例

・様式第1号

年 月 日

邑南町長 石橋良治様

申請年月日を記入してください。

住 所 東京都〇〇区〇〇町6000番地  
 商号又は名称 管財商事株式会社  
 代表者職氏名 代表取締役 管財花子

### 物品の製造の請負、売買等入札参加資格審査申請書

邑南町で発注される下記物品の製造の請負、売買、借入及び役務の提供に係る入札に参加する資格の審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。また、この申請書及び関係書類のすべての記載事項が、情報公開の対象となることについて承諾します。

### 記

1 希望する物品等の営業種目 別紙（様式第1号関係）のとおり

2 添付書類

添付した書類の確認欄に「レ点」を記入してください

内 容	書類名	
法 人	・登記事項証明書の写し	法人の場合は添付してください。
個 人	・誓 約 書（様式第2号）	記入例を参照してください。
共 通	・営業経歴書（様式第3号）	記入例を参照してください。
	・委 任 状（様式第4号）	記入例参照（該当者のみ）
	・確 約 書（様式第5号）	記入例を参照してください。
	・町税に係る納税証明書	役場財務課・各支所で発行します。（該当者のみ）
	・消費税及び地方消費税に係る納税証明書の写し	税務署で発行します。（該当者のみ）
該当する者	・営業に必要な許可証等の写し	許可書等の写し（該当者のみ）
	・障害者雇用状況報告書の写し	報告書の写し（該当者のみ）

※添付された書類について確認欄に「レ点」を記入して下さい。

2019・2020年度入札資格審査申請書の提出の有無 1 有=1 無=2

注) 大分類及び中分類は、別表営業種目表を参考に記入してください。  
 様式第2号(個人の場合のみ)、第3号並びに第5号は必ず添付して

2019・2020年度入札参加資格審査申請  
 ・提出が有る場合:1  
 ・提出が無い場合:2

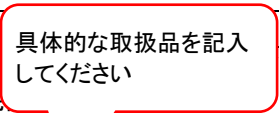
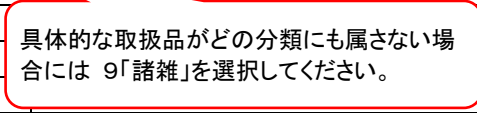
・別紙(様式第1号関係)

希望する物品の営業種目

※希望する区分を○で囲んで下さい。

区分	1 物品の製造	② 物品の販売	③ 物品の借入(リース)	④ 役務の提供等
----	---------	---------	--------------	----------

※別表の営業種目表を参照し、記載して下さい。

大分類		中分類		主な取扱品目
番号	種別	番号	種目	
1	文具・事務用機器類	1	一般事務用品	文房具、用紙類、封筒、事務用机・椅子、ロッカー
		2	事務機器類	紙折機、 
		3	情報処理機器	パソコン、ソフトウェア、OA 消耗品
4	機械器具類	1	医療・福祉機器	車椅子、AED
		5	電気通信機器	家電品、通信機器、視聴覚機器、磁気・IC カード、LED 電球
		6	光学計測機器	顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、レンズ
		7	冷暖房機器	ストーブ、エアコン
		9	諸機器	印刷機器、高圧洗浄機、発動機類
11	消防・防災	1	消防用品	小型動力ポンプ付積載車、ポンプ車、消防ポンプ、火災報知器、消火器
		2	防災用品	災害時備蓄品(非常食、保存水)
12	雑類	4	金物・荒物雑貨	家庭金物、大工道具、土工道具
		6	食品	飲料水(ミネラルウォーター)
		9	諸雑	電力供給
15	役務の提供	1	保守管理	
		2	清掃等	
		3	車両船舶整備	
		6	調査・分析・検査等	水質検査、土壌分析
14	物品の借入(リース)	1	事務機器	複写機、シュレッダー
		2	情報処理機器	パソコン、コンピューター関連品
		7	車両船舶	自動車、各種(特殊)車両類
		8	医療機器・福祉用品	AED
		9	その他	プレハブ、簡易トイレ、折り畳み机、パイプ椅子

登録は、大分類のうち5種別(「14 物品の借入を含む場合は6種別)までとします。

取り扱う営業品目にリース品目がある場合に記入してください。

・【別表】営業種目表

大分類		中分類	例示
1	文具・事務用機器類	1 一般事務用品	文房具、用紙類、封筒、事務用机・椅子、ロッカー等
		2 事務機器類	紙折機、計算機、複写機、シュレッダー等
		3 情報処理機器	パソコン、コンピューター関連品、CAD、ソフトウェア、OA 消耗品等
		4 印章	木印、ゴム印等
2	調度品類	1 家具	木製家具、スチール家具、応接セット、水屋等
		2 装飾品	じゅうたん、カーテン、ブラインド、どん帳、暗幕等
		3 建具・畳	建具、表具、畳等
3	印刷製本	1 印刷	企画、デザイン、編集等を含む印刷物の出版、製本
		2 フォーム印刷	各種帳票の印刷
		3 特殊印刷	地図作成、航空写真、シール、ラベル、スクリーン、診察券カード等
		4 複写	青写真、コピー、マイクロ写真、写真現像、焼付け等
4	機械器具類	1 医療・福祉機器	医療用機器類、車椅子、聴診器、血圧計、担架、AED、介護用品等
		2 工作機器	旋盤、研削機、ミシン等
		3 理化学機器	各種実験機器、分析機器類
		4 産業機器	建設機械(フォークリフト、ショベルカー等)、農林水産機械類(コンバイン等)
		5 電気通信機器	家電品、通信機器、視聴覚機器、磁気・IC カード、照明器具(蛍光灯、LED 電球)
		6 光学計測機器	顕微鏡、測量用機器、測定用機器、写真機、フィルム、レンズ等
		7 冷暖房機器	冷暖房機器、ストーブ、ヒーター、エアコン等
		8 厨房機器	調理台、流し台、ガス台、冷蔵庫、炊飯器、冷温水器、オープン等
		9 諸機器	印刷機器、高圧洗浄機、発動機類、コンベアー等
5	車両船舶類	1 車両類	自動車、各種(特殊)車両類、タイヤ、工具、部品等
		2 船舶	鋼船、木造船、ヨット類、工具、部品等
6	図書・教材類	1 書籍	図書、法規、雑誌、地図、刊行物等
		2 教材用具	各種教材、教材用ビデオソフト、視聴覚機器等
		3 運動用具・レジャー用品	運動器具、各種スポーツ用品、レジャー用品、娯楽用品、遊具、おもちゃ等
		4 楽器・音楽用品	各種楽器、レコード、CD等
		5 標本・美術品	模型、標本、見本、書画、骨董等
7	薬品・医療類	1 医療薬品	各種薬品類、医療ガス類等
		2 ワクチン・血清	ワクチン、血清
		3 農業薬品等	除草剤、殺虫剤、農薬、動物薬品等
		4 工業薬品等	凍結防止剤等
		5 衛生材料	包帯、ガーゼ、紙おむつ等
		6 診療材料	一般及び特定保険診療材料等(カテーテル、シリンジ、ガイドワイヤー、輸血セット等)
8	燃料・油脂類	1 石油	ガソリン、軽油、灯油、重油等
		2 ガス	プロパン、ブタン、アセチレン、水素等
		3 その他	石炭、木炭、薪、コークス、練炭、潤滑油等
9	材料類	1 鋼材	丸鋼、平鋼、形鋼、線材等
		2 セメント・アスファルト	生コン、セメント、コンクリート二次製品、アスファルト、コールドタル等
		3 骨材	砂、砂利、碎石等
		4 建材	木材、合板等
		5 諸材料	ガラス、土石、塗料、溶剤等
		6 水道用資材	水道メーター、水道管、バルブ、ろ過材
		7 ガス用資材	ガス管
10	繊維類	1 被服	制服、制帽、作業服、事務服、白衣等
		2 寝具	布団、毛布、敷布、まくら類
		3 皮革	靴、鞆等
		4 その他繊維製品	タオル、はっぴ、幕類、旗類、テント、染物、緞帳等
11	消防・防災	1 消防用品	小型動力ポンプ付積載車、ポンプ車、消防ポンプ、避難用具、救助器具、防火服、火災報知器、消火器、化学消火薬剤等

大分類	中分類	例示
	2 防災用品	各種防災用品、ヘルメット、非常食等
	3 防犯用品	防犯カメラ、防犯用ブザー等
	4 安全機材	工事用安全機材、バリケード、カラーコーン等
12 雑類	1 日用雑貨	食器、百貨、雑品、ゴミ袋作製等
	2 ギフト	ギフト、トロフィー、楯、カップ、記章等
	3 時計・貴金属	時計、金、銀、宝石、指輪等
	4 金物・荒物雑貨	家庭金物、大工道具、土工道具、ロープ、マット、ほうき、竹かご等
	5 ゴム・樹脂製品	ホース、ビニール、プラスチック製品、ゴム履物等
	6 食品	農水畜産品、果実類、工産品(酒、食用油等)等
	7 動植物等	鳥獣、鑑賞魚類、家畜、飼料、種子、苗木、生花、造花、肥料等
	8 看板・標識	選挙用掲示板、紙・布・金属看板、標識、プレート等
	9 諸雑	※製品がどの分類にも属さないと思われる場合、「雑類」を選択して内容を入力
13 売払品	1 生産品	
	2 不用品	金属、プラスチック、ビン、紙等
14 借入品(リース)	1 事務機器	複写機、シュレッダー等
	2 情報処理機器	パソコン、コンピュータ関連品等
	3 家具・寝具	家具類、寝具類、調度品類等
	4 理化学機器	各種実験機器、分析機器等
	5 産業機器	建設機械、農林水産機械等
	6 電気通信機器	家庭電器製品、電気通信機器等
	7 車両船舶	自動車、各種(特殊)車両類、船舶類
	8 医療機器・福祉用品	AED 等含む
	9 その他	プレハブ、物置、玄関マット、分煙機器等
15 役務の提供	1 保守管理	各種機械設備保守点検(電気設備、空調設備、消防設備、自動ドア・エレベーター等)、植物管理、上下水道施設維持管理、浄化槽保守等
	2 清掃等	各種施設内清掃、屋外清掃(剪定木管理含む)、各種設備(貯水槽、管渠、ボイラー等)清掃、害虫駆除等
	3 車両船舶整備	法定点検(車検含)、車両整備・修理、船舶修理等
	4 運送・配送	運搬、旅客運送、給食配送等
	5 企画・製作	イベント企画・運営、広告代理・デザイン製作、各種計画策定、映像・音声製作
	6 調査・分析・検査等	水質検査、大気汚染調査、土壌分析、ダイオキシン測定、漏水検査等
	7 廃棄物処理	一般廃棄物、産業廃棄物(収集・運搬含む)
	8 情報処理	システム開発・保守、ホームページ作成・管理、データ入力・処理等
	9 その他	警備、クリーニング、健康診断、損害保険、人材派遣等

## 5 申請資格

地方自治法施行令第167条の4に該当する者又は次のいずれかに該当する者は入札参加資格審査を申請することはできません。また、申請書類の重要な事実について虚偽の記載を行った者の資格については、認定後であっても取り消すことがあります。

なお、邑南町から指名停止措置を受けている者も申請書類の提出はできますが、資格の認定後も指名停止措置の効力は継続します。

- ① 邑南町の町税の滞納が有る者。
- ② 消費税及び地方消費税の滞納が有る者。
- ③ 暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者で、警察当局から邑南町へ邑南町が行う契約等からの暴力団排除措置要綱第3条第3項の通知があり、当該状態が継続している者。

## 6 資格の有効期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までです。

## 7 随時受付について

随時受付については、令和4年4月以降に受け付けます。

日程は後日、邑南町ホームページ等で通知します。